

老人保健医療 だより



昭和7年9月30日以前に生まれた人
(一定の障害がある人は65歳以上の人)
は、老人保健法により、医療を受けます。

こんなときは届け出を

加入している健康保険などが変わるとき
注意する物 老人保健受給者証 健康保険証、印鑑

入院したときの食事代などの減額認定
医療機関に提示すると、自己負担

額や食事代(標準負担額)が減額になります。対象は、市県民税非課税世帯の人です。
注意する物 老人保健受給者証、健康保険証、印鑑

医療費が高額になったとき

1か月の医療費が、表の自己負担限度額を超えたときは、超えた金額を高額医療費として支給します。
注意する物 健康保険証、老人保健受給者証、印鑑、銀行などの口座番号のわかる物

交通事故などにあつたとき

加害者が治療費を負担するため、老人保健医療は使えません。ただし、特別な事情がある場合は、あらかじめ届け出が必要です。

問い合わせ先 保険医療課(☎0848
6056 0848 642130)

負担限度額

世帯の負担区分		外来の負担限度額 (個人単位に計算)	世帯単位の負担限度額 (外来+入院)
医療費の2割負担	一定以上の所得者世帯	40,200円	72,300円+(実際にかかった医療費-361,500円)×1% 多数該当の場合 (過去12か月に4回以上の支給)40,200円
	一般世帯	12,000円	40,200円
医療費の1割負担	市県民税非課税世帯	8,000円	24,600円
			15,000円

負担区分は、毎年8月1日に前年の収入により見直しが行われます。

一定以上の所得者世帯

収入から各種控除後の課税所得が145万円以上ある老人医療受給者、または70歳以上の人と同一の世帯の人

市県民税非課税世帯

世帯主および世帯全員が非課税である世帯の人

市県民税非課税世帯

世帯主および世帯全員が非課税で、かつ収入から必要経費など、控除後の所得が全員0円の世帯の人

高齢者の相談はおまかせ!

地域包括支援センター

4月1日から、今までの在宅介護支援センターに代わり、三原市地域包括支援センターを城町・中之町・宮浦、本郷・久井町の5か所に設置し、高齢者の総合相談窓口として、市域全体の機能強化を図ります。

地域包括支援センターの主な業務

総合相談・支援

「足腰が弱り、家事に困るようになった」など、高齢者が地域で安心して今の生活が継続できるように相談に応じます。

ピスの紹介や、利用ができるように援助します。

虐待防止などの権利擁護

認知症などで適切に意思決定ができない、虐待など、権利侵害が疑われる場合も相談してください。

包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が、病院や施設から退院や退所するときに、主治医や介護支援専門員(ケアマネジャー)などと連携し、安心して地域に帰って暮らせるように支援します。

介護予防を目的としたケアマネジメント

介護を受けるほどでもないが、将来に不安のある人に、介護予防サ



問い合わせ先 保健福祉課(☎0848 6359 0848 675934)